

(3) FAC 6076 陸軍貯油施設 (Army POL Depots)



ア 施設の概要

- (ア) 所在地：宜野湾市 (字伊佐)
 沖縄市 (字池原、字宇久田、字御殿敷、字倉敷、字大工廻)
 うるま市 (字栄野比、字昆布、字天願、字川崎)
 中頭郡嘉手納町 (字野國)
 〃 北谷町 (字砂辺、字伊平)

(イ) 面積：1,277 千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
宜野湾市	1	—	0	1	1
沖縄市	2	2	7	3	14
うるま市	59	—	190	471	720
嘉手納町	9	10	—	115	134
北谷町	25	—	0	384	408
合計	95	12	197	973	1,277

注：他の施設を通過するパイプラインやタンクファームは、陸軍貯油施設の構成部分であるが、当該施設の面積には含まれない。

- (ウ) 地主数：952名
 (エ) 年間賃借料：14億4千9百万円
 (オ) 主要建物及び工作物
 ○建物：管理事務所、倉庫、ポンプ室、警護所、監視室、機械室など
 ○工作物：送油管、上下水道、燃料貯油所、岸壁、消火施設、モノブイ（浮標）、ドック、保安柵、橋、貯槽など
 (カ) 基地従業員：93名（MLC 86名、MC 7名）

イ 使用状況

- (ア) 米軍部隊名
 ○管理部隊名：米陸軍沖縄基地管理本部
 ○使用部隊名：国防兵站局エネルギー部門、その他
 (イ) 使用主目的及び使用条件（5. 15メモより抜粋）
 ○使用主目的：POL (Petroleum, oils, lubricants 燃料・油脂・潤滑油) 関連設備
 ○使用条件：
 a 使用時間
 (a) 金武湾POL貯蔵水域は、合衆国のPOL貯蔵施設の一部として常時使用される。

第8章 基地の概要

(b) 桑江第2貯油区域の水域は、陸上施設の保安のため常時使用される。

b 通告の方法

現地合衆国当局は、金武湾POL貯蔵区域の第2及び第3水域を合衆国軍隊が使用する7日前までに現地防衛施設局へ通告する。

c 制限の内容

(a) 桑江第2貯油区域の水域内において、日本国政府は、継続的投錨、破壊、建設又はいかなる種類の継続的使用も許可しない。合衆国政府は、漁業及び海産物の採取を制限しない。

(b) 金武湾POL貯蔵水域には、次の各項が適用される。

1. 第1水域の水面域は、合衆国軍隊による排他的使用のため常時制限される。
2. 第2、第3及び第4水域の水面域においては、投錨、浚渫、トロール、建設、破壊並びに貯油施設、モノブイ、三点式係留システム、海底送油管、係留用通信線、腐食防止線及び腐食防止板を損傷するおそれのあるいかなる活動も制限される。
3. 第2水域内で船舶がモノブイに係留されている時は、許可された船舶又は人員以外はモノブイから366メートル以内を通過してはならない。
4. 第3水域内で船舶が三点係留システムに係留中又は係留作業中は、合衆国軍隊により許可を受けた船舶又は職員以外は、その船舶から100メートル以内の距離を通過してはならず、目的地への最短航路を航行するものとする。
5. 前記の2、3及び4に記す場合を除き、第2、第3及び第4水域における漁船の航行は、制限されない。

(ウ) 施設の現状及び任務

当施設は、天願棧橋に陸揚げされた航空機燃料等を貯蔵するとともに、嘉手納飛行場や普天間飛行場などに運ぶための施設であり、金武湾第1、第2、第3タンクファーム、桑江第1、第2タンクファームなどの貯油タンク地区、増圧施設の天願ブースター・ステーション、金武湾の揚陸施設及びこれらの貯油施設や両飛行場を結ぶ送油管施設からなる。

送油管施設の詳細については、第3章第6節「米軍基地から派生したその他の諸問題」(84頁)を参照。

(エ) 共同使用の状況

a 地位協定第2条第4項(a)：共同使用

共同使用者	使用目的	面積	使用開始年月日
○沖縄県	下水道施設用地	1千㎡	昭47.5.15
○沖縄電力株式会社	電力施設用地	9千㎡	昭47.5.15
	電柱等敷地	0千㎡	昭47.5.15
○沖縄県企業局	水道施設用地	0千㎡	昭47.5.15
	工業用水配水管敷地	0千㎡	昭60.2.7
	導水管敷地	2千㎡	昭60.2.7
	導水管用地	0千㎡	平4.5.14
○海上自衛隊	道路等用地	10千㎡	昭51.3.15
○うるま市水道事業管理者	水道施設敷地	0千㎡	昭55.11.6
	水道施設用地	0千㎡	昭58.1.1
	水道管用地	0千㎡	平元.9.20
	水道管布設用地	0千㎡	平24.4.1
○北谷町	雨水排水路用地	0千㎡	平元.12.15
○北谷町水道事業管理者	配水管用地	0千㎡	平4.12.8
○個人企業	進入路用地	0千㎡	平5.1.1
○国土交通省	ダム用地	2千㎡	平8.2.7
	ダム用地	1千㎡	平8.4.1
○沖縄市	公共下水道用地	0千㎡	平15.4.1
○宜野湾市	雨水管及び汚水管敷地	0千㎡	平17.7.7
○倉浜衛生施設組合	ごみ搬入用道路	1千㎡	平19.6.1
計 12名	20件	26千㎡	

b 地位協定第2条第4項(b)：なし

(オ) 沿革

昭和20年～27年 嘉手納、北谷、那覇、具志川にタンクファームを建設。

昭和27年4月 那覇－嘉手納、嘉手納－具志川、伊佐－普天間にパイプラインを敷設。
～28年8月

昭和47年5月15日	キャンプ桑江第1及び第2貯油施設、金武湾第1、第2及び第3貯油施設、天願ブースター・ステーション、キャンプ桑江ブースター・ステーションが統合され、陸軍貯油施設として提供施設・区域となる。
昭和49年1月30日	第15回日米安全保障協議委員会で、POL施設を含む那覇港湾施設の条件付き全面返還を合意。
昭和49年9月	沖縄国際海洋博覧会開催に向けての国道58号拡張工事に伴い、パイプラインを一部移設（伊佐三叉路付近、嘉手納村比謝橋～読谷補助飛行場等3箇所）。
昭和49年10月14日	米軍はパイプライン全線の腐食度調査（テキサス州、A.M.Fチューブスコープ～19日社によるライナーローグ調査）を実施。
昭和49年12月～	国道332号沿いの露出パイプライン、バルブボックス(V.B)No.1～No.3付近の50年1月パイプライン約700mを撤去、一部を基地内に移設。
昭和50年3月～6月	米軍はライナーローグ調査の結果に基づき、腐食度50パーセント以上の重腐食部分5箇所の取替え工事を実施。
昭和51年7月8日	第16回日米安全保障協議委員会で、嘉手納町～読谷村間の無条件返還と、那覇市～宜野湾市間の大部分及び北谷村～具志川市間の送油管区域の大部分の移設条件付き返還を合意。
昭和52年1月27日	保安柵として、工作物（困障）を追加提供。
昭和52年12月15日	キャンプ・ヘーグの土地約5,300㎡と砂辺陸軍補助施設の土地約14,200㎡を統合。
昭和53年3月31日	第16回安保協了承の土地約1,310㎡（沖縄市の北美小学校校庭下を通るパイプライン敷）を返還。
〃	送油管敷設用地として、土地約1,440㎡（イーズメント）を追加提供。
昭和53年6月30日	第16回安保協了承の土地約1,700㎡（国場川を通るパイプライン敷）を返還。
昭和53年7月27日	送油施設として、工作物（送油管、舗床）を含む土地約1,660㎡を追加提供（昭和53年3月31日返還済みの土地約1,310㎡の代替地）。
昭和54年5月4日	送油施設として、土地約2,400㎡（イーズメント）と工作物（送油管）を追加提供。
昭和56年2月28日	第16回安保協了承の土地約10,503㎡（嘉手納飛行場から読谷補助飛行場へ通じるパイプライン敷）を返還。
昭和56年4月30日	第16回安保協了承の土地約10,000㎡（砂辺電力線敷、那覇市公園用地）を返還。
昭和56年6月18日	送油管敷設用地として、土地約870㎡（イーズメント）を追加提供。
昭和57年5月15日	第16回安保協了承の土地約2,400㎡（奥武山運動公園内を通るパイプライン敷）を返還。
昭和58年3月1日	送油管理設用地として、約15,070㎡（イーズメントを含む）を追加提供。
昭和58年5月19日	嘉手納飛行場の一部土地約31,000㎡及び水域を陸軍貯油施設に統合。
昭和58年8月11日	整備工場等として、建物約840㎡と工作物（困障等）を追加提供。
昭和59年3月31日	県道75号線用地約1,360㎡（具志川市部分）を返還。
昭和59年5月14日	第16回安保協了承の土地約71,000㎡（沖縄市、北谷町、嘉手納町を通る大部分が敷地内へ移設されたことに伴う）を返還。
〃	特措法適用の土地約400㎡を返還。
昭和60年6月30日	第16回安保協了承の土地約50,200㎡（浦添市伊祖以南）を返還。
昭和60年9月30日	土地約5,500㎡（沖縄市部分）を返還。
昭和60年10月31日	ポンプ室として、建物約30㎡と工作物（貯水槽等）を追加提供。
昭和61年7月11日	送油施設として、工作物（送油管等）を追加提供。
昭和61年11月27日	送油施設として、工作物（送油管等）を追加提供。
平成元年3月23日	送油施設として、建物約20㎡と工作物（送油管）を追加提供。
平成元年6月1日	送油施設として、工作物（送油管等）を追加提供。
平成2年6月19日	日米合同委員会は、昭和60年の知事訪米で返還要請のあった約43,000㎡（浦添～宜野湾間）の部分について、返還に向けて調整手続を進めることを合意。（23事案）
平成2年11月8日	同年6月19日確認の土地約43,000㎡（浦添～宜野湾間のパイプライン部分）について、日米合同委員会は、移設条件なしの返還を合意。
平成2年12月31日	浦添～宜野湾間のパイプライン部分約42,770㎡を返還。

第8章 基地の概要

平成3年2月28日	貯油施設等として、工作物（貯槽等）を追加提供。
平成3年12月31日	県道75号用地約360㎡（具志川市部分）を返還。
平成4年12月31日	資材置場約190㎡（具志川市部分）を返還。
平成6年3月31日	住宅用地約150㎡（具志川市部分）を返還。
平成8年6月30日	土地約13,210㎡（宜野湾市部分）を返還。
平成8年7月3日	消火施設等として、工作物（消火施設等）を追加提供。
平成10年3月26日	保安施設として、工作物（門等）を追加提供。
平成10年12月17日	送油施設として、工作物（送油管等）を追加提供。
平成15年3月31日	土地約11,000㎡を返還（桑江プースター・ステーション）。
平成16年7月8日	送油管制御ケーブルとして、工作物（電信線路等）を追加提供。
平成16年11月4日	門等として、工作物（門等）を追加提供。
平成17年9月30日	土地約1,200㎡を返還（金武湾タンクファームの一部）。
平成17年11月10日	機械室等として、建物約430㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成17年12月16日	キャンプ桑江の土地約7,800㎡を統合。
平成18年5月1日	日米安全保障協議委員会（「2+2」）で、第1桑江タンク・ファームの全面的返還を検討することを合意。（再編実施のための日米のロードマップ）
平成19年3月29日	係留施設として、工作物（係留施設等）を追加提供。
平成21年3月31日	橋梁等として、工作物（橋梁等）を追加提供。
平成22年11月10日	倉庫として、建物約320㎡と工作物（水道等）を追加提供。
平成25年3月15日	米国陸軍第505燃料補給大隊から国防兵站局エネルギー部門へ移管。
平成25年4月5日	「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」において、陸軍貯油施設第一桑江タンク・ファームは沖縄において代替施設が提供され次第、2022年度又はその後返還可能とされた。

ウ 周辺状況等

(ア) 地域との関わり

陸軍貯油施設は、宜野湾市、沖縄市、うるま市、嘉手納町及び北谷町の3市2町にまたがっており、地域周辺は、住宅、学校等住民地域となっている。

宜野湾市には、陸軍貯油施設のほかに、普天間飛行場とキャンプ瑞慶覧があり、市面積に占める米軍基地の割合は約29.6パーセントである。詳しくは普天間飛行場の項を参照。

沖縄市には、同施設のほかに、キャンプ・シールズ、嘉手納弾薬庫地区、泡瀬通信施設及びキャンプ瑞慶覧等があり、市面積に占める米軍基地の割合は34.0パーセントである。詳しくは嘉手納飛行場の項を参照。

うるま市には、同施設のほかに、ホワイト・ビーチ地区、嘉手納弾薬庫地区、天願栈橋及びキャンプ・マクトリアス等があり、市面積に占める米軍基地の割合は7.1パーセントである。詳しくはキャンプ・コートニーの項を参照。

嘉手納町には、同施設のほかに、嘉手納飛行場等があり、町面積に占める米軍基地の割合は82.0パーセントにのぼる。詳しくは嘉手納飛行場の項を参照。

北谷町には、同施設のほかに、キャンプ桑江及びキャンプ瑞慶覧等があり、町面積に占める米軍基地の割合は、52.3パーセントである。詳しくはキャンプ桑江の項を参照。

(イ) 施設及びその周辺における復帰後の事件・事故

パイプラインに起因する事故は減少しているとはいえ、貯油施設の存在は、油流出事故による環境汚染や住民生活の安全を確保する観点から問題となっている。

〈陸軍貯油施設からの油流出事故〉

昭和47年6月6日	宜野湾市大謝名で、パイプラインのバルブボックスに溜まっていた油が降雨時に周辺の田畑に流出し、農作物に被害を与えた。
昭和49年6月10日	那覇港湾施設グラスボート入口横の国道332号沿いに敷設されているパイプが亀裂し、約4,000ガロン（約15,140ℓ）の油が流出。同国道が約3時間にわたり閉鎖された。那覇空港に通じる唯一の民間道路であったため、混乱をまき起こした。
昭和49年12月5日	那覇港横の国道332号沿いの送油パイプが車両あて逃げ事故で破損し、油が流出した。
昭和51年1月13日	宜野湾市伊佐で、旧キャンプ・フォスター地域にあるバルブボックスNo.35内部の接続部分が破損し、約200ガロン（約757ℓ）のディーゼル油が流

	出。米軍によって油回収作業が実施されたものの、相当量が海に流出し、沿岸一帯を汚染した。
昭和51年1月26日	那覇市壺川のバルブボックスNo. 12において、基底部の亀裂により大量（推定16,000ℓ）のディーゼル油が流出。住宅密集地域の排水溝を通して国場川に流入し、一部は那覇港海域まで広がった。
昭和51年6月1日	宜野湾市伊佐の旧キャンプ・フォスター地域のバルブボックスNo. 35のバルブの破損による油もれ事故が発生。油が伊佐川や伊佐海岸に流出した。
昭和51年9月18日	具志川市で、9月18日～20日にわたって、天願タンクファーム内から油及びパイプライン洗浄液が流出した。事故原因は、パイプの洗浄作業中、廃液を送る際に作業員がドレインバルブを閉め忘れたため、油が逆流し油水分離装置からオーバーフローしたものである。この事故で、農作物が被害を受けるとともに、天願川が汚染された。
昭和54年8月20日	具志川市内の陸軍貯油施設のバルブボックスNo. 90から油が流出した。
昭和57年3月20日	キャンプ桑江内海軍病院前の国道58号沿いで、污水管の敷設工事中に、ジェット燃料パイプが破損し、大量の油が海に流出した。
昭和57年4月9日	那覇市で、停泊中の海軍集積艦ミーティアから油水分離槽から油が流出した。
昭和59年5月11日	具志川市昆布在の陸軍貯油施設の油水分離槽から、異臭を放つ污水が排水溝に流出した。
平成15年9月24日	金武湾タンクファームにおいて、航空機燃料の荷揚げ作業中バルブから油漏れがあり、約30ガロン（約114ℓ）のガソリンが流出した。
平成19年8月2日	桑江第1タンクファームにおいて、小型タンクからディーゼル油が施設外約6㎡に流出した。

(ウ) その他

パイプラインに設置されたバルブボックスは、かつては路上に突き出て視界を遮るなど交通の面で大変危険であったが、現在は施設内に残されたものが若干あるものの、道路上に突き出たものは全て撤去された。

エ 返還計画・跡地利用計画

(ア) 返還計画

平成18年5月の「再編実施のための日米のロードマップ」において、第1桑江タンク・ファームについては全面返還を検討するとされた。

平成25年4月に発表された「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」では、返還条件である、①普天間飛行場の運用支援施設・機能のキャンプ・シュワブへの移設、②嘉手納飛行場の運用支援施設・機能の第2金武湾タンク・ファームへの移設、③管理棟及び車両燃料ポイントの第2桑江タンク・ファームへの移設が満たされ、必要な手続の完了後、2022年度又はその後に返還可能とされている。

(イ) 跡地利用計画

策定されていない。

オ その他

駐留軍用地特措法に基づき使用している土地について、平成22年12月31日の使用期間満了後も引き続き使用する必要から、平成20年11月7日付使用認定を行ったことに対し、使用認定の取消しを求める訴訟が平成21年5月11日に提訴されたが、平成23年3月29日の一審判決で国側が勝訴した。